

## 自主参加型国内排出量取引制度案について

### 1. 自主参加型国内排出量取引制度案の目的

自主的に排出削減に取り組もうとする事業者に対し、温室効果ガス排出抑制設備導入への補助により支援することにより、追加的な削減努力を引き出す。

以下の3つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現する。

- 1) 温室効果ガス排出抑制設備導入に対する補助（採択に当たっては費用効率性を重視）
- 2) 一定量の削減に対する自主的なコミット（達成できない場合には補助を返還することとすることにより、削減の確実性を高める。）
- 3) 排出量取引（排出量増等のリスクへの対応を可能とする柔軟性措置。また、目標以上に削減すれば排出枠を売ることができる。）

### 2. 平成 17 年度概算要求

自主参加型国内排出量取引制度案のため、以下の予算を要求中。

#### 【温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業】

（石油特別会計）30億円

- ・補助対象設備 省エネルギー・石油代替エネルギーによる温室効果ガス排出抑制のための設備（補助率 1/3）

（一般会計）3億円

- ・補助対象設備 HFC, PFC, SF6 の排出抑制設備（補助率 1/3）

### 3. 制度案の概要（次ページ参照）

参加する事業者は、一定量の排出削減を約束し、温室効果ガス排出抑制設備導入に対する補助を受ける。補助金採択に当たっては削減の費用効率性を重視。

平成 17 年度においては、各事業者は温室効果ガス排出抑制設備の整備を行う。

平成 18 年 4 月に各事業者に排出枠が交付される。

$$\boxed{\text{排出枠の量}} = \boxed{\text{過去 3 年の排出量の平均}} - \boxed{\text{約束した削減量}}$$

この排出枠は随時取引可能。

平成 18 年度終了後、各事業者は平成 18 年度の排出量を算定し、検証機関の検証を受ける。

各事業者は、平成 18 年度の実排出量に応じた排出枠を提出する。

提出できない場合には、補助金を返還しなければならない。

# 自主参加型国内排出量取引制度案の概要

(平成17年度予算要求額 石油特別会計30億 一般会計3億)

削減対策実施期間 (H18年度)

参加企業は、実排出量に応じた排出枠等を提出

H19.5月末

1週間程度の最終取引期間：必要な場合は排出枠等の取引を行うことができる。

平成18年度排出量の算定と第三者検証 (H19 4.5月)

終了 (H19.3月)

排出枠の引渡し。参加企業は18年度中、随時取引可能

稼動 (H18.4月～)

設備整備期間  
基準年排出量の算定と第三者検証

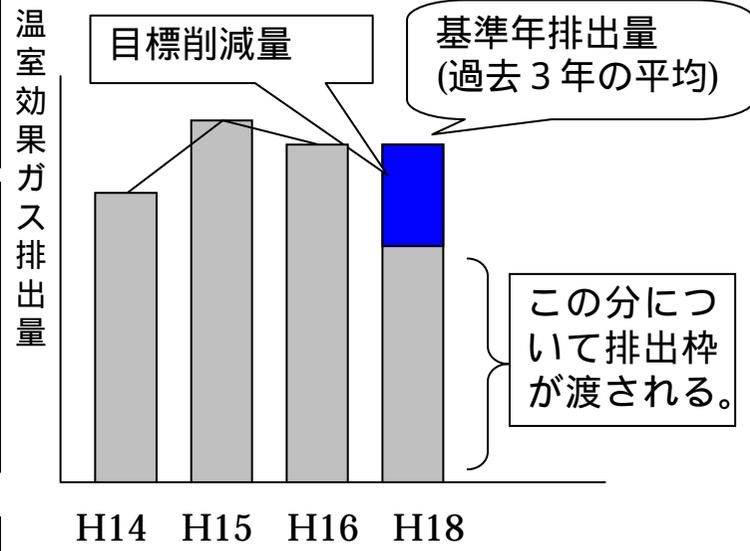
～H17.4月

採  
募  
集

(補助対象設備)  
・省エネ・代エネによる温室効果ガス排出抑制設備 (石油特別会計: 予算総額30億円)  
・HFC・PFC・SF6の排出抑制設備 (一般会計: 予算総額3億)

(設備補助申請の際必要な事項)  
・導入する設備及びその費用  
・これにより削減される目標削減量  
・およその基準年排出量 (過去3年間の平均)  
参加はサイト単位

政府が費用効率性を勘案して採択  
補助率1/3。1件当たりの上限額あり (2億円程度の予定)



**<ポイント>**  
最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還  
  
他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。